

「バーティポート整備指針」の制定及び「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等の一部改正について

令和5年9月
航空局航空ネットワーク部空港計画課
安全部安全政策課、無人航空機安全課

1. 背景

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第79条において、航空機が空港等以外の場所で離着陸を行うことを原則として禁止しているが、国土交通大臣の許可を受けた場合には、例外的に行ってもよいこととされており、その許可基準については事務処理基準等に定められている。

現在、空飛ぶクルマ（電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段）の実現に向けて、官民関係者による「空の移動革命に向けた官民協議会」において、社会に受容されるルール作りなどを統合的に進めており、空飛ぶクルマの離着陸場（以下「バーティポート」という。）については「離着陸場ワーキンググループ」において離着陸場の基準や必要な設備等検討してきているところである。

今般、パイロットが搭乗する有視界飛行方式（VFR）で運用される空飛ぶクルマが離着陸する陸上バーティポートを対象とした「バーティポート整備指針」をとりまとめるとともに、国内におけるバーティポートの整備基準策定までの間は、法第79条ただし書にて空飛ぶクルマの離着陸を可能とするため、本指針（案）の内容を参考に、許可基準の明確化を図るための必要な改正を行う。

2. 制定及び改正の概要

（1）バーティポート整備基準策定までの間、バーティポート施設に求められる規格及び制限表面等に関する考え方や留意事項を示し、事業者等が適切なバーティポートを整備できるよう、「バーティポート整備指針」を定める。

（2）上記、バーティポート整備指針を参考に、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」（平成9年9月30日空航第715号）及び「航空保安業務処理規程」（昭和42年3月13日空総第130号）について、以下のとおり改正する。

①新たな用語として、以下定義する。

- ・「安全区域」（離着陸地帯からの逸脱による航空機の損傷を軽減する為に必要な区域）
- ・「垂直離着陸飛行機」（離陸又は着陸に係る滑走をせずに、離陸し、又は着陸することができる飛行機）
- ・「D' 値」（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼/プロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼/プロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径）

②既存の飛行機及び回転翼航空機と別に、空飛ぶクルマの離着陸の用に供する場合における離着陸地帯の規格等の要件を新設する。

- ・「離着陸地帯」について、長さ及び幅は、それぞれ使用機の飛行規程等に規定されている寸法又はD' 値の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。表面は、十分

に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。

- ・「接地帯」について、長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値、又はD' 値の0.83倍（構築物において離着陸する場合は1.0倍）のいずれか大きい値以上であること。表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
 - ・「安全区域」について、離着陸地帯の縁から3m又は使用機のD' 値の0.25倍のいずれか大きい値以上であること。こう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなるこう配であるか、外側に向かって高くなるこう配とする場合は4%以下であること。
 - ・「進入表面」のこう配は、原則として8分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。ただし、使用機の性能に応じ進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが152mとなる進入表面のこう配以下とする。
 - ・転移表面は、2分の1以下のこう配を有する表面とし、転移表面の上に出る高さの物件がないこと。
 - ・構築物において離着陸する場合にあっては、原則として、航空機の脱落防止施設を有すること。
 - ・離着陸地帯には、離着陸を行う垂直離着陸飛行機又はマルチローターが明瞭に視認できる離着陸地帯及び接地帯の境界線を示す標識が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること。（ただし、設置することが不可能又は著しく困難である場合にはこの限りではない。）
 - ・夜間において離着陸する場合には、灯火施設を配置及び点灯すること。
- ③許可期間について、空飛ぶクルマにかかるものについては、原則3ヶ月以内とする。
- ④その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

（1）公表：令和5年10月下旬頃

（2）公布：令和5年11月下旬頃、適用：令和5年12月下旬頃